○財務省告示第二百八十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年七月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年八月二十四日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	五億円	百円九十五銭
〃	第九回	二十五億円	百円九十九銭
〃	〃	九十三億円	百一円
〃	第十回	十億円	百円五十四銭
〃	〃	八十四億円	百円五十五銭
〃	第十二回	四億円	百円三十銭
〃	〃	九十億円	百円三十五銭
〃	第十三回	五億円	九十九円九十三銭
〃	〃	十二億円	九十九円九十五銭
〃	第十四回	二十五億円	百円十七銭
〃	〃	二億円	百円十九銭
〃	第十五回	八十五億円	百円二十銭
〃	第十六回	十億円	百円五銭
〃	第十七回	五億円	九十九円九十四銭
〃	第十八回	四十八億円	九十九円六十銭
〃	第十九回	七億円	九十九円八十四銭
〃	〃	三億円	百円四十四銭
〃	〃	五十三億円	百円四十五銭
〃	〃	五十四億円	九十九円八十五銭
〃	第二十回	二十五億円	百一円十八銭
〃	〃	五億円	百一円二十銭
〃	〃	十億円	百一円十九銭
〃	第二十一回	二十億円	百一円五十八銭

○財務省告示第二百八十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年七月十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年八月二十四日

財務大臣　安住　淳

〃	〃	四十五億円	百一円五十九銭
〃	第二十二回	十億円	百二円四十二銭
〃	〃	二十億円	百二円四十四銭
〃	〃	十九億円	百二円四十五銭
〃	第二十三回	五億円	百二円十三銭
〃	〃	二十二億円	百二円十四銭
〃	〃	四十四億円	百二円十五銭
〃	第二十四回	二億円	百二円五十銭
〃	第二十六回	三十六億円	百円九十五銭
〃	第二十八回	十九億円	九十九円六十銭
〃	第二十九回	六億円	九十九円二十四銭
〃	〃	十億円	九十九円二十五銭
〃	第三十回	十八億円	九十九円十五銭
〃	第三十一回	十九億円	九十八円八十五銭
〃	第三十二回	十一億円	九十八円八十銭
〃	第三十三回	百三十億円	九十八円八十銭
〃	第三十四回	二億円	九十八円四十三銭
〃	第三十五回	五十三億円	九十八円九十銭
〃	第三十七回	九十四億円	百円五十銭
〃	第三十八回	五億円	百一円六十銭
〃	〃	九億円	百一円六十五銭
〃	第四十一回	六十億円	百三円五十銭
〃	第四十三回	六億円	百二円九十五銭
合計		千三百二十五億円	